

(公印省略)

(住)

令和2年10月29日

(一社) 群馬県宅地建物取引業協会 会長 様

群馬県知事 山本 一太
(県土整備部住宅政策課)

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について (依頼)

平素から県行政の推進に御理解と御協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

標記について、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該事務連絡の内容について、貴下会員や関係者等に対し各種広報、連絡手段を通じて周知いただきますようお願いいたします。

担 当 : 住宅政策課 岡田

T E L : 027-226-3717

F A X : 027-221-4171

e-Mail : o-k@pref.gunma.lg.jp

事務連絡
令和2年10月26日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

催物の主催者が存在しない行事における感染防止策の徹底について

10月末のハロウィンを含め、催物の主催者が存在しない中で、多数の人が集まるケースが多い季節の行事（以下、「季節の行事」という。）においては、適切な対人距離の確保等を管理する主催者が存在しない等の理由から、安全な行事開催ができなくなる場合も想定される。こうした季節の行事としては、他にクリスマス、大晦日、初日の出等が考えられる。

各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事により、主催者・施設管理者がいない場所（公道など）で、不特定多数の人が密集する可能性のある場合には、当該場所での密集が極力発生しないよう、適切な雑踏警備等を検討するとともに、適切な行動管理が難しいと判断する場合には自粛等の呼びかけを検討されたい。

また、各都道府県、関係府省庁等においては、季節の行事が安全に開催できるよう、必要に応じ、関係各所に対し、感染防止策の主な留意点として、下記のとおり周知されたい。

- 参加される場合には基本的な感染防止策を徹底すること。また、基本的な感染防止策が徹底されていない季節の行事への参加は控えるとともに、特に、自然発生的に不特定多数の人が密集し、かつ、大声等の発生を伴う行事、パーティー等への参加は控えること。
- 主催者がいる場合には、当該行事の主催又は参加に当たっては、適切な対人距離の確保、手指消毒、マスクの着用、大声での会話の自粛など、適切な感染防止策を徹底すること。
- 街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒や、飲酒しての季節の行事への参加は、なるべく控えること。
- 必要に応じて、家族同士で自宅で過ごす、オンラインのイベントに参加するなどの新しい季節の行事の楽しみ方を検討すること。

以上

(照会先)

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第1担当 松田・植田・石田・麻田・井上・寺井

直通 03 (6257) 3085